

経 済 産 業 省

20240228保局第2号
令和6年3月11日

経済産業省大臣官房技術総括・保安審議官



ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について (ガス保安関係)

ガス事業法（昭和29年法律第51号。以下「法」という。）及びガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号。以下「規則」という。）の解釈及び運用については、以下のとおりとする。

(1) 規則第21条及び第89条関係

規則第21条及び第89条に規定する「その他これに類する構造」には、「軽量鉄骨造」を含むものとする。

(2) 規則第197条関係

規則第197条第1項第2号イに規定する「建物区分のうち特定地下街等、特定地下室等、超高層建物又は特定大規模建物」は、自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器の設置義務が規定された改正の施行日^{※1}及びガス工作物の技術上の基準を定める省令（平成12年通商産業省令第111号）第45条の基準に適合するガス栓の設置義務が規定された改正の施行日^{※2}に鑑み、昭和61年10月1日より前に建築され、又は建築のための工事に着手した建物（ただし、自動ガス遮断装置又はガス漏れ警報器が設置されているものであって、ガス栓が設置されているものを除く。）と判断して差し支えない。

※1 規則第202条第10号が規定された改正（昭和60年通商産業省令第67号）の施行日（昭和61年10月1日）

※2 ガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示(平成12年通商産業省告示第355号)による廃止前のガス工作物の技術上の基準の細目を定める告示(昭和45年通商産業省告示第635号)第85条(ガス工作物の技術上の基準を定める省令(平成12年通商産業省令第111号)第45条)が規定された改正(昭和60年通商産業省告示第460号)の施行日(昭和61年10月1日)

(3) 規則第200条関係

- ① 規則第200条第1項第1号の表に規定する「ガスの使用の申込みを受け付けたとき」について

規則第200条第1項第1号に規定する「ガスの使用の申込みを受け付けたとき」に行う調査は、ガスメーターコックの開栓を伴う場合はガスを使用する時までに、ガスメーターコックの開栓を伴わない場合は当該申込みに係る小売供給開始の日から起算して4月程度を経過する日までに行うものとする。

- ② 規則第200条第1項第3号イただし書に規定する措置について

施行規則第200条第1項第3号イに係る毎年度1回以上の「通知」のうち、同項第1号ハに係るものは、次の(イ)及び(ロ)の措置を行った場合は、当該毎年度1回以上の通知を不要とする。

(イ) 該当機器を使用しないことについて、所有者又は占有者の確認を取ること。

(ロ) イの確認に係る証跡を管理すること。

附 則

- 1 この通達は、令和6年3月12日から施行する。
- 2 ガス事業法及びガス事業法施行規則の解釈及び運用について(ガス保安関係)(20170329商局第1号)は、廃止する。
- 3 平成5年1月1日以前に実施されたガス主任技術者国家試験に合格して乙種ガス主任技術者免状を交付された者のうち、平成5年度及び平成6年度に社団法人日本瓦斯協会(当時)が開催した「乙種ガス主任技術者認定講習会」の受講修了者については、規則様式第23(ガス主任技術者資格認定申請書)に規則第31条第1号に規定する説明書として当該講習会の修了証明書及び同条第2号に規定する履歴書を添えて経済産業大臣に提出することにより、法第26条第3項第2号に基づき、経済産業大臣が平成5年1月1日以降に実施されたガス主任技術者試験に合格して乙種ガス主任技術者免状を交付された者と同等以上の知識及び技能を有している者と認定する。